

様式第 1 号（第 7 条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	特別小口融資のあっせん
根拠法令 及び条項	蓮田市特別小口融資あっせん規則第6条
審査基準	☒ 有（第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 4 条第 2 項第 2 号に該当）
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 1 号に該当）
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （融資あっせんの対象者） 第 3 条 資金の融資のあっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている小規模企業者とする。 (1) 個人にあつては市内に引き続き 1 年以上居住し、かつ、市内又はさいたま市、上尾市、桶川市、久喜市、白岡市若しくは伊奈町の区域内に事業所を、法人にあつては市内に本社又は本店を有していること。 (2) 同一事業を引き続き 1 年以上営んでいること。 (3) 中小企業信用保険法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 5 0 号）第 1 条第 1 項に定める業種（協会の信用保証外業種を除く。）に属する事業を営んでいること。 (4) 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は、法人税）、事業税又は県民税若しくは市民税の所得割（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による障害者控除額、寡婦控除額又はひとり親控除額を控除されたことにより、県民税又は市民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割）のいずれかについて、資金の融資のあっせんの申込みの日以前 1 年間に於いて納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額がある者であつて、かつ、当該税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があつた場合は、これらに係る期限が当該申込みの日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納していること。 (5) 市税（前号に規定する市民税を除く。）を完納していること。 (6) 協会の市町村小口企業保証制度又は市町村制度金融保証制度の保証（第 8 号において「保証」という。）を付けていない者であること。 (7) 協会の代位弁済を受けていない者であること。 (8) 次に掲げる者の連帯保証人でない者であること。 ア 保証を付けている者 イ 協会の代位弁済を受けている者 2 次条第 1 項第 2 号の貸付回数が 2 回目の場合において、資金の融資のあっせんを受けることができる者については、前項第 5 号の規定は適用しない。 （融資あっせんの条件） 第 4 条 市長が資金の融資をあっせんする場合の貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

	(1) 貸付限度額は、10,000,000円とする。 (2) 貸付回数は、前号の貸付限度額の範囲内において2回までとする。 (3) 貸付期間は、運転資金については8年以内、設備資金については10年以内とする。 (4) 償還方法は、月賦償還とする。 (5) 据置期間は、6月を限度とする。 (6) 貸付利率は、市長が金融機関と協議の上、別に定める。 (7) 保証は、協会の保証に付する。 (8) 連帯保証人は、原則として不要とする。 2 前項第2号の貸付回数が2回目の場合における貸付条件は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 現に融資を受けている貸付金の返済が良好であり、貸付金の2分の1以上が良好に償還されていること。 (2) 金融機関が現に融資を受けている金融機関と同一であること。 (融資の依頼等) 第6条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、資金の融資をあっせんすることが適当であると認めるときは、金融機関に当該融資を依頼するとともに、その旨を申込者に通知するものとする。 2 前項の規定による依頼を受けた金融機関は、融資の適否を決定し、資金の融資を行うものとする。		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間 () ☒ 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。